

第557回（令和8年度第2回）鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和8年7月28日（火）9時29分～11時23分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、木原委員、佐藤委員、道前委員、中野委員

労働者代表委員 浅山委員、寺田委員、森委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、嶋田委員、西村委員、花原委員、福嶋委員

【事務局】

鳥取労働局 山下労働局長、高橋労働基準部長、今井賃金室長、

清水賃金室長補佐、玉谷労働基準監督官

4 議事

- （1）令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について
- （2）鳥取県最低賃金の改正決定に係る意見聴取について
- （3）最低賃金に関する基礎調査結果等について
- （4）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- （5）その他

5 資料目次

- （1）第58期鳥取地方最低賃金審議会委員名簿
- （2）鳥取県最低賃金専門部会委員名簿
- （3）令和8年度鳥取県最低賃金の改正に係る書面による意見聴取結果（令和8年7月22日現在）
- （4）【作成中】令和8年度最低賃金に関する基礎調査結果

- (5) 鳥取県最低賃金額と全国加重平均最低賃金額等の推移
- (6) 過去5年における公益見解に用いられた指標等
- (7) 令和8年3月～5月求人票に記載された賃金額資料
- (8) 消費者物価指数の推移
- (9) 令和8年4月分賃金、労働時間及び雇用の動き（鳥取県総務部統計課 令和8年6月30日公表）
- (10) 令和6年分民間給与実態統計調査結果について（令和7年9月）（国税庁企画課）
- (11) 令和5年度鳥取県県民経済計算：主要指標
- (12) 令和7年鳥取県人口移動調査結果（要約）
- (13) 就職先別県外就職者数【高等学校卒業後の状況調査票】（令和6年度・令和7年度学校基本調査）
- (14) 令和8年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況
- (15) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の申出書
- (16) 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の申出書

机上配布資料

- (1) 第2回目安に関する小委員会資料
- (2) 第3回目安に関する小委員会資料
- (3) 第4回目安に関する小委員会資料
- (4) 第5回目安に関する小委員会資料

6 議事内容

○清水賃金室長補佐 おはようございます。皆様おそろいですので、ただ今から第557回（令和8年度第2回）鳥取地方最低賃金審議会を開催します。

本日の委員の出席状況ですが、公益の道前委員はオンラインでの参加で、労働者代表の山崎委員は欠席です。現時点で15名の委員のうち14名の出席をいただいていますので、

最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告します。

なお、本日は8名の傍聴人がお見えになっています。傍聴人の皆様には、お配りしている注意事項に従っていただきますようお願いいたします。

続きまして、この度、審議会委員の交代がありましたので、新任の委員を紹介いたします。

使用者を代表する委員の嶋田耕一委員でございます。

○嶋田委員 皆様、こんにちは。私、嶋田と申しまして、企業は山野商事という紙問屋をやっております。今回、鳥取県中小業団体中央会で役員改選がございまして、私が副会長に任命されました。それとともに米原正明氏が審議会委員を退任されたため、その代わりとして今回任命されました。分からないことも多いですが、頑張らせていただきますので、よろしくお願いします。

○清水賃金室長補佐 ありがとうございます。

最新の委員名簿を資料ナンバー1のとおり作成しています。

それでは、以降の審議会の進行を佐藤会長にお願いします。

○佐藤会長 おはようございます。令和8年度第2回の本審を始めます。

議事の1、令和8年度地域別最低賃金額改定の目安についてです。目安が出ていると思います、今回事務局から報告してもらう予定でしたが、現時点で目安に関する小委員会において、目安の審議が継続中ということです。したがって、事務局から、今後の目安の報告方法等の説明をお願いします。

○今井賃金室長 まず、目安の報告方法の前に、次第の次に配布している労働局長名の要請文書について説明します。

7月21日に、日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針2026が閣議決定されました。

鳥取県最低賃金の改正決定諮問においても、例年、諮問文の中で閣議決定に配慮した調査審議をお願いする旨を記載しております。しかしながら、本年は、諮問日が閣議決定より早かったため、諮問文にはこの記載ができませんでした。そのため、本日、お配りした書面により改めて閣議決定に配慮した調査審議をお願いする旨をお伝えいたします。

続きまして、本日の審議会において、事務局から、中央最低賃金審議会が示す令和8年

度地域別最低賃金の目安について報告する予定でしたが、現在の中央最低賃金審議会の審議経過は、昨日、7月27日に開催された第5回目安に関する小委員会において結論が出ず、今日、10時から、第6回目安に関する小委員会が開催される予定となっている状況でございます。

鳥取地方最低賃金審議会では、従来、本審において中央最低賃金審議会が示す地域別最低賃金改定の目安について事務局から報告していますが、今後いつ中央最低賃金審議会から目安が示されるか未定となっています。改めて目安を報告するために、本審開催日を複数日設けることは困難と考えるため、令和8年度地域別最低賃金改定の目安は、専門部会で報告し、また、専門部会委員以外の委員の皆様には、別途、事務局から中央最低賃金審議会の答申、目安小委員会報告などの関係書類をメールで送付させていただくことを提案いたします。

○佐藤会長 ありがとうございます。

例年は、本審で地域別最低賃金額改定の目安の報告をしていますが、昨年と同様、目安が示された後に改めて本審を開催するということとは行わず、専門部会で目安を報告し、専門部会委員以外の委員の皆様に対しては、事務局より関係資料を送付させていただくという提案がされましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、本年度の地域別最低賃金改定の目安は、事務局から提案いただいた方法で伝達することにしたいと思います。

毎年、第2回の審議会において、目安伝達という形で目安が示されますが、昨年、大幅に遅れたことにより、目安が出ないまま専門部会を開催しました。

本年も目安伝達が遅れることを想定し、既に第1回目の専門部会を開催しています。そこで、労使双方から金額の提示をいただいているため、その金額と根拠をお話したいと思います。

労働者側山下委員、お願いします。

○山下委員 第1回専門部会での金額審議で、労働者側は、1,460円を提示しました。これは、日本労働組合総連合会が算出しているリビングウェイズを基に、鳥取県では、自動車の保有が必須であることに重きを置き、金額の提示をしました。鳥取県内において最低賃金近傍で働く労働者の生計費がかなり厳しいと判断しているため、大幅な賃金引上げ

が必要だと主張します。

今の最低賃金額 1, 030 円からかけ離れた数字ですが、鳥取県では、自動車がなければ生活ができないという実態があるかと思います。買い物に行くたびに物価が上がっている状況で、最低賃金近傍で働いている人の生活は、かなり厳しくなっていることを踏まえて、1 回目の金額提示をしました。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

使用者側西村委員、お願いします。

○西村委員 前回の内容を抜粋して説明いたします。物の価値が値段で表現することができるように、労働の価値を賃金で表現することができるとするならば、最低賃金は、高ければ高いほどよいといった単純なものではなく、物の値段が市場の原理で調整されるように、最低賃金においても、労働の価値に基づいて調整されるべきものだと考えています。

労働者のセーフティネットとして、将来に渡り最低賃金制度を持続する必要があるのであれば、最低賃金であっても、この経済合理性の原則を無視することはできないと考えております。逆に言うと、この原則が反故にされれば、最低賃金の制度自体を自ら破綻させることになるのではないかと考えております。

これらを踏まえ、これまで使用者側の判断軸は、いわゆる、物価上昇率をベースに考えているため、鳥取県内の昨年の 5 月と今年の 5 月を比較した消費者物価指数総合が前年度比 1.0% 上昇していること考え、1, 030 円から 11 円アップの 1, 041 円という数字を提示しています。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございました。

本日の第 2 回の本審議会に先立ち行われた第 1 回の専門部会において、労働者側は 1, 460 円、使用者側 1, 041 円 of 金額提示をされています。今後は、この 1, 460 円と 1, 041 円の間で審議を進めていくことになるかと思っています。

目安が示されていない現状ですが、今年度の地域別最低賃金額の改定について、皆様の意見を聞く機会もあまりないため、私たち公益側委員が労使双方の意見を別々にお伺いする時間を設けたいと思います。それぞれ 15 分程度いただきたいと思います。

事務局は、協議場所の案内をお願いします。

○清水賃金室長補佐 4 階小会議室を案内いたします。

○佐藤会長 それでは、使用者側からお願いします。

〔公益・使側協議〕

〔公益・労側協議〕

○佐藤会長 再開します。労働者側、使用者側、それぞれから貴重な意見をいただきました。

労使双方で、労働者側は使用者側に、使用者側は労働者側に聞いてほしい話等があればお願いします。

西村委員、お願いします。

○西村委員 最低賃金制度は、労働者のセーフティネットということで始まっているため、これがなくなると労働者のセーフティネットがなくなるという、危機感を持って、我々使用者側もこの法律に対して向き合っている状況です。

使用者側が最も考えていることは、労働者の保護、つまりは解雇しないということです。日本の文化、法律では、解雇について、かなり厳しく取り扱われていますが、法律で守られている以上に、使用者としても雇用を守ることを大変重要なこととし、これまでも肝に銘じて経営に当たっていること踏まえると、最低賃金制度は、今年限りで終わるものではなく、未来永劫、日本がある限り残していかなければならない制度だと思います。そのため、最低賃金制度の維持を重要視するのであれば、経済合理性の原則も考慮した上で、労働に見合った賃金になるような形を継続していかなければならないのではないかとというのが、我々の立場です。

○佐藤会長 ありがとうございます。その他、ありますか。

山下委員、お願いします。

○山下委員 最低賃金法第1条の労働者の労働条件の改善を図って労働者の生活の安定という部分は、労働者の生活の安定は3要素のうち生計費で守られているということを踏まえ、最低賃金近傍で働く労働者の生計費は重要視したいと考えています。鳥取県において必要な生計費は、日本労働組合総連合会が試算をしているリビングウェイジを根拠に議論を進めさせていただきたいと考えています。日本労働組合総連合会側の組織、及び、労働組合のある企業は、一定程度の賃上げが進んでおり、実際に、ここ3年間、春季生活闘争の妥結結果は高水準を示しています。これは、全国統計であり、鳥取県下においても、2026年度の春季生活闘争の結果は、集計途中ですが、7月末時点で、3年続けての高水準となる予定です。組織がある会社は賃上げができているため、未組織労働者、いわゆる

労働弱者と言われる方の生計費も、最低賃金の引上げを行うことにより生活水準の向上を労働者側は訴えていきたいと考えています。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

その他ありますか。

(なし)

皆様の意見を心に留め、今後の審議に生かしていきたいと考えています。

再び議事を進めたいと思います。

議事の2、鳥取県最低賃金の改正決定に係る意見聴取について、事務局より報告をお願いします。

○清水賃金室長補佐 最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、令和8年7月7日に鳥取県最低賃金の改正決定について、関係労使の意見聴取の公示を行ったところ、関係労働者から意見書の提出が1件ありました。こちらは、7月23日に開催した第1回の鳥取県最低賃金専門部会において報告しました。

加えて、最低賃金法第25条第6項に基づく関係労使の意見発表者の募集を行ったところ、関係労働者2名から申出があり、こちらも、7月23日に開催した専門部会において意見の聴取を実施しました。

続きまして、書面による意見聴取の実施結果について説明します。資料ナンバー3、5ページから9ページの令和8年度鳥取県最低賃金の改正に係る書面による意見聴取結果を御覧ください。7月22日現在で取りまとめ、回収率は、使用者が79.8%、労働者が77.4%となっています。6ページから7ページに、使用者からの回答結果、8ページから9ページに労働者からの回答結果をまとめています。

なお、これらの基になった意見の詳細は、意見の内容にプライバシーに関わるものが含まれていることから、委員限り資料として別途提出しています。委員限り資料では、資料1が使用者の意見、資料2が労働者の意見となっています。

以上が、意見聴取結果についての報告となります。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今いただいた説明について、何か意見、質問等がありますか。

(なし)

毎年、貴重な意見をいただき、私どもも、真摯にこれらを読んで検討をさせていただい

た上で議論に臨んでいます。金額審議の中でもこれらの意見について触れることもあるか
と思います。その都度、各委員の意見を伺いたいと思いますので、確認をよろしく願い
します。

後ほど、意見、質問等を伺うこととし、議事を先に進めます。

議事の３、最低賃金に関する基礎調査結果等について、事務局より最低賃金に関する基
礎調査の結果、その他資料についての説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 最低賃金に関する基礎調査結果並びに、本日提出した資料について
報告します。

資料ナンバー４、１１ページ以降の最低賃金に関する基礎調査結果の説明資料は、当審
議会で提出する予定でしたが、集計ソフトにエラーが発生しており、正確な集計表の出力
ができておりません。影響率等を示す非常に重要な資料であるため、次回、７月３０日開
催の専門部会で提出できるように調整しています。

続きまして、その他の資料について説明します。

〔資料説明〕

○佐藤会長 ありがとうございます。

非常に多くの資料の説明をいただきました。意見、質問等ありますか。

(なし)

議事を進めます。

(４) 番目、特定最低賃金改正等決定の必要性の有無についてです。これについて諮問
がありますが、その前に改正の申出があった特定最低賃金について、申出状況等を事務局
から説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 資料ナンバー１４、１６３ページを御覧ください。この資料は申出
内容を一覧にしたものです。現在、鳥取県においては、鳥取県電子部品・デバイス・電子
回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業と、鳥取県各種商品小売業の２件の特定最
低賃金が設定されていますが、これら２件の特定最低賃金について改正の申出がありまし
たので、説明します。

改正申出は、２件とも労働協約ケースです。

最低賃金決定要覧の２１９ページを御覧ください。新産業別最低賃金の運用方針ですが、
労働協約ケースの改正は、１の(１)のロ(イ)の要件です。一定地域内の事業所、つま

り、鳥取県内の事業所で使用される同種の基幹労働者のおおむね3分の1以上の者が賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受ける場合であって、2以上の労働協約による場合は、その当事者である労働組合等の全部の合意により行われる申出であることとされています。

このたび提出されたそれぞれの申出書は、資料ナンバー15、165ページ及び資料ナンバー16、169ページですので、御覧ください。

まず、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業電気に係る申出書」は、労働協約による最も低い賃金額は、時間額1,038円と記載されています。

「各種商品小売業に係る申出書」は、労働協約による最も低い賃金額は、時間額1,075円と記載されています。

これら2件の申出書を事務局で審査しました。必要事項が記載され、必要な疎明資料の添付があるため、2件とも受理しています。「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る申出書」は、合意労働者数の割合が23.92%であったため、労使双方の委員の意見を伺った結果、事務局としては、先に申し上げた定量的要件である「鳥取県内の事業所で使用される同種の基幹労働者のおおむね3分の1以上の者が、賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受ける場合」を満たしていないと判断しています。

したがって、今年度は「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の諮問を見送ることとし、本日は、「鳥取県各種商品小売業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について諮問します。よろしくお願いします。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今報告いただいた特定最低賃金について、何か意見、質問等ありますか。

(なし)

今年度は、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の本諮問は行わず、各種商品小売業の最低賃金のみ改正決定の必要性の有無についての諮問があるということです。

山下委員、お願いします。

○山下委員 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の

特定最低賃金は、今回諮問を行いませんが、事業所に協力をしてもらいながら、集めた結果として23.9%、4分の1を下回ったため、提出は不要ではないかという意見もあるかもしれません。しかし、労働者側としては、特定最低賃金という優位性を維持していきたいと考えています。そのため、全体のおおむね3分の1をクリアできるよう、関係する団体等にも協力を求めつつ来年以降も努力したいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。使用者側、何かありますか。

西村委員、お願いします。

○西村委員 今回のこの決定は、ルールに基づいた内容であると使用者側も理解しています。地域別最低賃金の金額がここ数年急激に上昇していることにより、今年も今回のような状況になったのだと思いますが、シンプルな対応というものも今後必要になってくるため、遠い将来は、特定最低賃金が実際に必要かどうかも含めた特定最低賃金制度の見直しのための協議が必要になるのではないかと考えています。

○佐藤会長 ありがとうございます。他にありますかでしょうか。

(なし)

では、諮問をお願いします。

○清水賃金室長補佐 鳥取労働局長より諮問をさせていただきます。

〔局長から会長へ諮問文手交〕

○佐藤会長 諮問文の読み上げをお願いいたします。

○清水賃金室長補佐 はい、読み上げます。

〔諮問文読み上げ〕

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今、山下局長より諮問文をいただきましたので、今後の審議会において、改正の必要性について審議していきたいと思います。

浅山委員、お願いします。

○浅山委員 今日添付していただいている169ページ、170ページには、特定最低賃金各種商品小売業で働く労働者の皆様の思いが込められた金額があります。毎年の賃上げ交渉の時期に、企業内最低賃金を上げていこうと交渉する中で、鳥取県の中で一番低いのが今年は1,075円ということになっています。私たちは、自分たちの労働条件を改善

していくことと、もう一つ、労働組合の社会的な立場で社会的影響力を与えていくという意味で、自分たちの労働条件に改善されたものを労働組合がないところで頑張っている労働者の皆様にも波及させるべく、今年も改正を、申出をさせていただきました。人がいる以上、物を売るという産業は、この地域からはなくなりません。また、地域の中で人口減少が続いていくと、流通業が地域から消えていくことも起こります。それを、関係労使でどうしていくべきか、この地域で各種商品小売業に関わる労働者、使用者の考えを共有し、この地域で流通業を残していくことを考える場が、各種商品小売業の最低賃金の審議会の場であると思います。そのため、金額改正の有無は関係なく、審議会の場を設けていただきたいと思っています。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

他に意見はありますか。

(なし)

議事の(5)番目、その他ですが、事務局から今後の日程等の説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 その他について、3点あります。

1点目は、次の第558回鳥取地方最低賃金審議会の件です。次回の審議会は、専門部会の審議状況によることとなりますが、現時点では、8月7日金曜日13時30分からこちらの会議室での開催を予定しています。

また、予備日として、8月10日月曜日13時30分からを予定していますので、委員の皆様は、出席に向けての日程の確保をお願いします。

審議状況により今後日程が変更となる可能性もありますが、その際には、メールにより早急に連絡します。

答申後に異議申出があった場合は、異議審議を行うこととなりますが、本審の開催状況に応じて、異議審議の日程も8月25日火曜日、8月26日水曜日のいずれかで開催しますので、併せて日程の確保をお願いします。

2点目です。鳥取県最低賃金審議会専門部会委員についてです。皆様及び専門部会委員にはメールで案内をしていますが、7月22日付けで資料ナンバー2の名簿を専門部会委員として任命しています。第2回の最低賃金審議会専門部会は、本日、13時30分からこの会場にて開催しますので、よろしくお願いします。

3点目は、特定最低賃金の必要性に関する審議の日程です。本日、各種商品小売業最低

賃金の改正の必要性の有無に係る諮問が行われましたので、本日7月28日から8月14日まで、各種商品小売業最低賃金の専門部会委員の推薦公示を行います。

専門部会委員が決まっていない状況なので、日程調整次第ですが、必要性審議にかかる専門部会及び本審の開催日は、9月7日から9月18日の間に開催したいと考えています。日程の確保をお願いします。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございました。

その他、何かありますか。

(なし)

本日の審議会を終了します。ありがとうございました。